

最良執行方針

平成17年4月1日制定
平成19年9月30日最終改定
宇都宮証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受注した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(株価指数連動型投資信託受益証券)及びREIT(不動産投資信託の投資証券)等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」を対象とし、グリーンシート銘柄の注文は、基本的にお受けしていません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS(私設取引システム)への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いには行いません。

① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。

② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。

(b) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、時事通信社(ロイター)^(注1)の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場に取次ぎます。

(注1 時事通信社では、一定期間の売買高を市場ごとに比較するなどの方法により、最も売買高が多い市場を主要市場として選定し、同社端末に表示しております。また、他の市場へ追加上場された場合なども上記と同様の方法で選定されます。)

なお、選定した具体的内容は、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

(c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場への取次ぎは、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者(母店)を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

① お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引

☆ 当該ご指示いただいた執行方法

② 端株及び単元未満株の取引

☆ 端株及び単元未満株を取り扱っている証券会社に取次ぐ方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

(3) 1週間継続する注文を受託し、注文受託時と約定までの間において当社最良執行方針にもとづく執行市場が変わっていた場合であっても、注文の再入力などを行うことで最良執行の効果が損なわれるような場合には、当初注文受託時の選定市場で執行する場合がございます。

(4) 制度信用取引をご利用いただく場合、新規建株時とその反対売買までの間において当社最良執行方針にもとづく執行市場が変わっていた場合であっても、新規建株を行った市場で反対売買を行います。

最良執行義務は、価格のみならず、たとえば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。